

社会福祉法人ふたば福祉会 役員等報酬規程

(目的) この規程は、社会福祉法人ふたば福祉会（以下「当法人」という）定款第8条および第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等（理事長・常務理事）については報酬、賞与、手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与は支給しない。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (3) 通勤手当については、職員給与規程支給細則に準ずる額
- (4) 経理の状況により支給する臨時的な手当については、別表第3に定める額、金額については上限を超えない範囲で理事会が決定する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第4に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、宿泊費）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表第5の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月月末とする。休日、又は土曜日の場合はその前日とする。
- (2) 賞与については、毎年7月及び12月とする。

2 非常勤役員等に対する報酬は、年度末に支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上の1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

附則 この規程は、平成29年6月27日より施行する。

附則 この規程は、令和3年6月28日より施行する。

附則 この規程は、令和5年6月27日より施行する。

別表1（常勤役員の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 300,000円
常務理事	月額 180,000円

別表2（常勤役員の賞与）

7月の賞与	報酬月額×2.0ヵ月
12月の賞与	報酬月額×2.0ヵ月

別表3（常勤役員の臨時的な手当）

経理の状況により臨時的な手当を支給する。

役職名	臨時的な手当の額
理事長	年額上限 100,000円
常務理事	年額上限 100,000円

別表4（非常勤役員等の報酬）

	日額
評議員会・理事会・その他会議への出席	5,568円
上記他、法人及び施設業務の為の出勤	5,568円

別表5（職員給与との併給）

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬等を支給する。

役職名	役員報酬額
理事	月額5,000円